
差別落書きをなくしましょう

差別落書きとは

特定の個人や地域を差別や偏見に基づき差別表現などを用いて誹謗中傷する落書きを差別落書きといいます。

差別落書きは、刑法の侮辱罪や名誉棄損罪で訴えられることもあり、また、落書き自体、軽犯罪法や刑法の器物損壊罪等の対象となる重大な犯罪行為です。

差別落書きは新たな差別の助長につながります

差別落書きを放置すれば、見た人に新たな差別意識を植え付けることになり、差別を助長する恐れがあります。

このため、差別落書きを発見した場合は、次のことに協力をお願いします。

差別落書きを発見した場合は

すぐに、施設の管理者や高松市人権啓発課に連絡してください。

高松市人権啓発課 電話：087-839-2292

皆様のご協力をお願いします

高松市人権啓発課
